

京都市告示第 25 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託しました。

令和3年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収業務の内容	委託期間
久我の杜生涯学習プラザ 管理運営協議会	京都市久我の杜生涯学習プラザ の施設及び附属設備使用料の徴 収	令和3年4月1日から 平成7年3月31日まで

(都市計画局住宅室住宅政策課)